

## 地域医療支援病院の概要

目的等	<p>医療は患者の身近な地域で提供されることが望ましいという観点から、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を地域における第一線の医療機関として位置づけるとともに、ほかの医療機関との役割分担と連携を進めるため、平成9年の医療法改正により、地域医療支援病院制度が設けられた。</p> <p>この制度により承認された病院は、かかりつけ医からの紹介患者に対する医療提供、病院の医療機器等の共同利用を通じてかかりつけ医を支援し、2次医療圏単位で地域医療の充実を図ることが求められる。</p>
主な機能	<p>① 紹介患者への医療提供と施設・設備の共同利用</p> <p>② 救急医療の提供</p> <p>③ 地域の医療従事者への研修</p>
根拠	<p>国、都道府県、市町村、第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であって、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる（医療法第4条第1項）。</p> <p>都道府県知事は、前項の承認をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない（医療法第4条第2項）。</p>
主な承認要件	<p>① 原則として200床以上の患者の収容施設を有すること。</p> <p>② 次の施設を有し、かつ記録を備えておくこと。 集中治療室、化学等の検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、救急用又は患者輸送用自動車及び医薬品情報管理室等。</p> <p>③ 原則として紹介患者に対する医療提供を実施すること（患者紹介制度）。</p> <p>④ 建物、設備等の共同利用についての体制が整備されていること。</p> <p>⑤ 救急医療を提供する能力を有すること （例：前年度の救急自動車により搬送された患者の数1,000人以上）。</p> <p>⑥ 地域の医療従事者の資質の向上のための研修を行わせる能力を有すること （例：前年度、年間12回以上の研修を主催していること）。</p>
患者紹介制度について	<p>かかりつけ医等との適切な機能連携を確保するため、地域医療支援病院の管理者には、次の事項が義務づけられている。</p> <p>① 原則として、他の医療施設から紹介された患者に対して医療を提供すること</p> <p>② 医療を提供した患者に適切な医療機関を逆紹介し、その後の医療を確保すること</p> <p>上記の体制が整備されていることは、次のいずれかの場合に該当することを求める趣旨である（「医療法の一部を改正する法律の施行について」平成10年5月19日付け健政発第639号）。</p> <p>① <math>A/B \times 100 \geq 80\%</math> （紹介率が80%以上）</p> <p>② <math>A/B \times 100 \geq 65\%</math> かつ <math>C/B \times 100 \geq 40\%</math> （紹介率が65%以上 かつ 逆紹介率が40%以上）</p> <p>③ <math>A/B \times 100 \geq 50\%</math> かつ <math>C/B \times 100 \geq 70\%</math> （紹介率が50%以上 かつ 逆紹介率が70%以上）</p> <p>A：紹介患者の数（初診に限る） B：初診患者の数 C：逆紹介患者の数</p> <p>紹介元又は逆紹介先が特定の医療機関に偏っている場合は、地域における医療の確保のために必要な支援を行うという地域医療支援病院の趣旨に反することから、院内に設置される委員会において対応策を審議させる。この場合において、対応策の進捗状況等によっては、必要に応じ、医療審議会で審議する。</p>

<b>地域医療支援病院のメリット</b>	① 名称使用（医療法第4条第3項） ② 診療報酬の加算措置（地域医療支援病院入院加算 1000点）																						
<b>本県の承認状況（10病院）</b>	<table border="0"> <tr> <td>社会医療法人財団慈泉会相澤病院（松本市）</td> <td>平成13年8月2日承認</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構信州上田医療センター（上田市）</td> <td>平成14年11月14日承認</td> </tr> <tr> <td>諏訪赤十字病院（諏訪市）</td> <td>平成14年11月14日承認</td> </tr> <tr> <td>長野赤十字病院（長野市）</td> <td>平成15年8月8日承認</td> </tr> <tr> <td>飯田市立病院（飯田市）</td> <td>平成16年7月30日承認</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構まつもと医療センター松本病院（松本市）</td> <td>平成21年10月14日承認</td> </tr> <tr> <td>長野市民病院（長野市）</td> <td>平成22年9月21日承認</td> </tr> <tr> <td>伊那中央病院（伊那市）</td> <td>平成23年3月29日承認</td> </tr> <tr> <td>佐久総合病院佐久医療センター（佐久市）</td> <td>平成27年6月16日承認</td> </tr> <tr> <td>南長野医療センター篠ノ井総合病院（長野市）</td> <td>平成27年6月16日承認</td> </tr> <tr> <td>安曇野赤十字病院（安曇野市）</td> <td>平成29年9月5日承認</td> </tr> </table>	社会医療法人財団慈泉会相澤病院（松本市）	平成13年8月2日承認	国立病院機構信州上田医療センター（上田市）	平成14年11月14日承認	諏訪赤十字病院（諏訪市）	平成14年11月14日承認	長野赤十字病院（長野市）	平成15年8月8日承認	飯田市立病院（飯田市）	平成16年7月30日承認	国立病院機構まつもと医療センター松本病院（松本市）	平成21年10月14日承認	長野市民病院（長野市）	平成22年9月21日承認	伊那中央病院（伊那市）	平成23年3月29日承認	佐久総合病院佐久医療センター（佐久市）	平成27年6月16日承認	南長野医療センター篠ノ井総合病院（長野市）	平成27年6月16日承認	安曇野赤十字病院（安曇野市）	平成29年9月5日承認
社会医療法人財団慈泉会相澤病院（松本市）	平成13年8月2日承認																						
国立病院機構信州上田医療センター（上田市）	平成14年11月14日承認																						
諏訪赤十字病院（諏訪市）	平成14年11月14日承認																						
長野赤十字病院（長野市）	平成15年8月8日承認																						
飯田市立病院（飯田市）	平成16年7月30日承認																						
国立病院機構まつもと医療センター松本病院（松本市）	平成21年10月14日承認																						
長野市民病院（長野市）	平成22年9月21日承認																						
伊那中央病院（伊那市）	平成23年3月29日承認																						
佐久総合病院佐久医療センター（佐久市）	平成27年6月16日承認																						
南長野医療センター篠ノ井総合病院（長野市）	平成27年6月16日承認																						
安曇野赤十字病院（安曇野市）	平成29年9月5日承認																						
<b>全国の承認状況</b>	553 医療機関（29.6.1現在）																						
<b>その他</b>	<p>【第6次保健医療計画における目標と現状】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状(H24)</th> <th>目標(H29)</th> <th>H29現在の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域医療支援病院がある二次医療圏数</td> <td>6 医療圏</td> <td>7 医療圏</td> <td><b>7 医療圏</b></td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状(H24)	目標(H29)	H29現在の状況	地域医療支援病院がある二次医療圏数	6 医療圏	7 医療圏	<b>7 医療圏</b>														
指標	現状(H24)	目標(H29)	H29現在の状況																				
地域医療支援病院がある二次医療圏数	6 医療圏	7 医療圏	<b>7 医療圏</b>																				

## 地域医療支援病院の承認申請の概要

### 1 申請者

地方独立行政法人長野県立病院機構 理事長 久保 恵嗣

### 2 対象となる病院の概要

- (1) 病院名 長野県立こども病院
- (2) 所在地 安曇野市豊科 3 1 0 0
- (3) 開設者 地方独立行政法人長野県立病院機構
- (4) 管理者 原田 順和
- (5) 病床数 一般病床 200 床
- (6) 診療科目 小児科、神経小児科、循環器小児科、小児外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、リハビリテーション科、形成外科、産科、精神科、泌尿器科 (17 科)

### 3 地域医療支援病院の承認要件の充足状況

#### ① 病床数 200 床以上

一般病床 200 床

#### ② 地域医療支援病院として必要な施設設備の状況

必要な施設設備		主な設備
集中治療室	有	救急蘇生装置、除細動器、心電計、呼吸循環監視装置等 病床数 PICU12 床、MFICU 6 床、NICU24 床
化学検査室	有	生化学自動分析装置、免疫測定装置、全自動マイクロプレート測定装置、UB アナライザー、オズモメーター
細菌検査室	有	全自動細菌検査システム、全自動血液培養検査装置、顕微鏡、ふ卵器、炭酸ガス培養装置、安全キャビネット
病理検査室	有	密閉式自動固定包埋装置、包埋ブロック作製装置、凍結マイクロストーム、顕微鏡、顕微鏡用デジタルカメラ・モニター
病理解剖室	有	遺体安置冷蔵庫、解剖室、マクロ撮影台、カメラ、自動式高圧蒸気滅菌機
研究室	有	次世代シーケンサー、キャピラリーシーケンサー、マイクロアレイ解析装置、遺伝子増幅装置、リアルタイム PCR 装置、微量核酸定量装置
講義室	有	5 室 (収容定員 240 人)
図書室	有	2 室 (蔵書 2,800 冊程度)
救急用又は患者搬送用自動車	有	保有台数 2 台
医薬品情報管理室	有	専用室 (床面積 27.5 m <sup>2</sup> )

③ 紹介患者に対する医療提供

「イ）紹介率が 65%以上かつ逆紹介率が 40%以上」に該当

地域医療支援病院紹介率 (A を B で除した数に 100 を乗じた数)	70.8%	算定期間	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日
地域医療支援病院逆紹介率 (C を B で除した数に 100 を乗じた数)	89.3%		
算出根拠	A：紹介患者の数	2,126 人	
	B：初診患者の数	3,004 人	
	C：逆紹介患者の数	2,683 人	

④ 施設設備の共同利用体制

ア 共同利用施設・設備及び専用の病床を設ける

- ・ 常時共同利用が可能な病床数 5 床
- ・ 検査機器 (CT・MRI)
- ・ 3D モデル造形

平成 28 年度の実績 (すべて直接関係のない医療機関)
・ CT 検査 28 件
・ MRI 検査 18 件
・ 3D モデル造形 22 件

イ 医療機関の登録制度を設ける

登録状況・・・医科 128 機関

(同一の医療圏に所在する医療機関のみ)

ウ 共同利用に関わる規定が病院の運営規定等に明示されている

「長野県立こども病院 共同利用運営規定」に基づき、実施。

⑤ 救急医療の提供能力

ア 救急医療の提供の実績が原則 1,000 人以上必要

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数 627 人 (平成 28 年度)

イ 重症救急患者の受け入れに対応できる医療従事者の確保

職 種	従事者数	備 考
医 師	76 人	(うち 7 名は専従)
看 護 師	134 人	(うち 87 名は専従)
看 護 助 手	2 人	(うち 1 名は専従)
助 産 師	18 人	(うち 15 名は専従)
臨床検査技師	20 人	
診療放射線技師	10 人	

- ウ 重症救急患者のための病床の確保  
優先的に使用できる病床 3床
  - エ 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために24時間使用可能な診療施設が必要  
小児特定集中治療室（PICU）、母体胎児集中治療室（MFICU）、新生児集中治療室（NICU）、自動分析室、細菌検査室、CT室、MRI室、撮影室1・2、X線TV室、手術室（血管撮影室）
  - オ その他（参考）  
救急告示病院に認定
- ⑥ 地域の医療従事者に対する研修の実施
- ア 研修体制の整備  
施設設備・・・有  
指導者及び教育責任者の配置・・・有（指導者48名（うち教育責任者1名））  
研修プログラムを作成・・・有  
研修委員会の設置・・・有（「研修管理委員会」により設置）
  - イ 年間12回以上の地域の医療従事者向け等の研修を主催  
平成28年度は55回開催、研修者数延べ1,261人

## 「救急医療を提供する能力を有すること」について

救急医療の提供実績の具体的な要件は、国通知（「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」平成 26 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 4 号）において、次のとおり定められている。

- エ) 次のいずれかの場合に該当すること。
- 1) 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数(申請を行う年度の前年度の数)／救急医療圏人口×1,000 が 2 以上であること
  - 2) 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数(申請を行う年度の前年度の数) が 1,000 以上であること

長野県立こども病院は、

$$1) \ 627 / 427,928 \times 1,000 = 1.465 < 2$$

$$2) \ 627$$

となりいずれの要件も満たしていない。

ただし、

24 時間体制で救急医療の体制を整え、医療法第 30 条の 4 に基づいて作成された医療計画において位置づけられた救急医療事業を行っている場合については、上記に該当していない場合であっても、都道府県知事が、次に該当すると認めた場合には、同法第 4 条第 1 項の要件を満たすものとして、他の要件を満たす場合に限り、地域医療支援病院の承認を行うことができる。

- 1) 当該病院が所在する二次医療圏について定められた医療計画を踏まえ、救急医療体制の確保の観点から、当該病院に対して承認を与えることが適当と認めた場合
- 2) 小児科等の単科の病院であって、当該診療科に関して地域における医療の確保の観点から、当該病院に対して承認を与えることが適当と認めた場合

とされている。

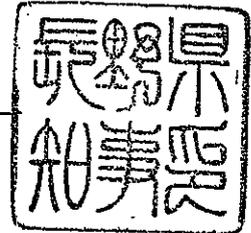
長野県立こども病院は、

医療計画において、救急告示病院に認定され、小児医療にかかる高度小児専門医療及び小児救命救急医療を担う中核病院として位置付けられており、救急医療体制の確保の観点から、2) の要件に該当することにより承認を与えることが適当と認められる。

29医第584号  
平成30年(2018年)2月9日

長野県医療審議会長 様

長野県知事 阿部 守



地域医療支援病院の名称承認について(諮問)

医療法(昭和23年法律第205号)第4条第2項の規定により、下記医療機関の名称承認申請について、貴会の意見を求めます。

記

長野県立こども病院